

就労継続支援B型事業所 代表者 様

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課長

「事業所工賃向上計画シート」の作成・提出について

日頃は、本府障がい福祉行政の推進につきまして御協力をいただき、お礼申し上げます。

この度、『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』の一部改正について』（令和6年3月29日障発 0329 第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、「国基本指針」という。）が示され、国基本指針において、就労継続支援B型事業所は令和6年度から8年度までの各年度の目標工賃月額等を盛り込んだ事業所工賃向上計画を作成することとされています。

つきましては、事業所工賃向上計画として、「事業所工賃向上計画シート」を作成し、大阪府にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、事業所工賃向上計画の作成にあたっては、「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）」を大阪府ホームページに掲載していますのでご参照ください。

記

1 提出期限

令和6年5月31日（金曜日）

※就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）は、事業所工賃向上計画を作成していない場合は算定できません。

※令和6年4月分の報酬算定は、指定権者が定める期限までに必要な届出を別途行ってください。

※年度途中新規開設事業所は、開設時に作成・提出ください。

2 提出方法

「事業所工賃向上計画シート」は、大阪府行政オンラインシステムにて提出ください。

大阪府行政オンラインシステム 【事業所工賃向上計画シート】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f7b65119-ecf9-4929-991c-7418f1b2aa01/start>

【行政オンラインシステム留意事項】

・大阪府行政オンラインシステムのご利用が初めての場合は、新規登録が必要です。

新規登録から「事業者として登録する」を選択、事業所メールアドレス（※）等で登録し、パスワードを作成してください。※令和8年度まで継続利用可能なメールアドレスで登録ください。（担当者メールアドレスを避ける等）

・行政オンラインシステムにて入力したデータは、申請完了後、マイページ・申請履歴からPDF形式でダウンロードできます。事業所での掲示、必要に応じて市町村等への提出にご利用いただけます。

【大阪府行政オンラインシステム よくある質問】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

※下書き用の様式（エクセルシート）を大阪府ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/>

エクセルシートの提出は原則受付しておりませんので、行政オンラインシステムにて提出ください。

※大阪府では、これまで、事業所工賃向上計画の様式について「工賃引き上げ計画シート」と呼称してき

ましたが、令和6年度より、国基本指針等に合わせ「事業所工賃向上計画シート」とします。

### 3 計画の公表

国基本指針に基づき、事業所工賃向上計画及び工賃実績については、事業所のホームページ、広報誌、WAM ネット等を通じて公表してください。

なお、府に提出された「事業所工賃向上計画シート」は、報酬算定の参考資料として、各市町村・指定指導担当に共有しますのでご承知おきください。

### 4 計画の見直し

事業所工賃向上計画は、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、事業所工賃向上計画の見直し等所要の対策を実施することが必要です。事業所工賃向上計画の見直しがあった場合、各年度5月末日までに大阪府あて提出ください。

※提出後に修正する場合は、マイページの申請履歴から、取り下げまたは再申請ください。

(再申請の場合は、事業所名記入欄に「事業所名(再申請)」と記載ください。)

参考：大阪府行政オンラインシステム【よくある質問】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

7.申請履歴 Q5.申請したデータについて、申請内容を修正することはできますか。

Q9.申請したデータについて、取り下げすることはできますか。

Q11.過去に申請したデータを再利用して、申請を行うことはできますか。

### 5 大阪府工賃向上計画

国基本指針に基づき、各事業所が目標工賃の設定において勘案することとされている都道府県目標工賃や施策を、「大阪府工賃向上計画(令和6～8年度)」として、大阪府ホームページに掲載しています。計画に基づき、「大阪府工賃向上計画支援事業」として、常設相談窓口における事業所工賃向上計画シートの作成相談、工賃向上に関する研修、大阪府共同受注窓口における受発注マッチング、製品「こさえたん」の認知度向上などに取り組みますので、ご活用ください。

【大阪府ホームページ 大阪府工賃向上計画(令和6～8年度)】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/>

### 6 参考情報

【厚生労働省 障害者の就労支援対策の状況(工賃向上についての事例集、ガイドブック等掲載有)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakushi/service/shurou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakushi/service/shurou.html)

【大阪府生活基盤課 令和6年度報酬改定ガイダンスページ】

[https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/r6sya-guidance.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/r6sya-guidance.html)

### 7 問い合わせ先

【事業所工賃向上計画シートの書き方、内容についてのご相談】

工賃向上計画常設相談窓口 06-6949-3551 [kouchin@l-challenge.com](mailto:kouchin@l-challenge.com)

【大阪府行政オンラインシステムシステムの操作に関するお問合せ】

ヘルプデスク(府民お問合せセンター) 電話番号：06-6910-8001(午前9時～午後6時)

(24時間対応:問合せフォーム <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/71f82528-06d8-49c0-9663-25f56ff9e53e/start>)

【担当】

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 就労・IT支援グループ 松崎、山内、大見

電話:06-6941-0351(内線)4143 06-6944-9178(直通)

メールアドレス [jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)